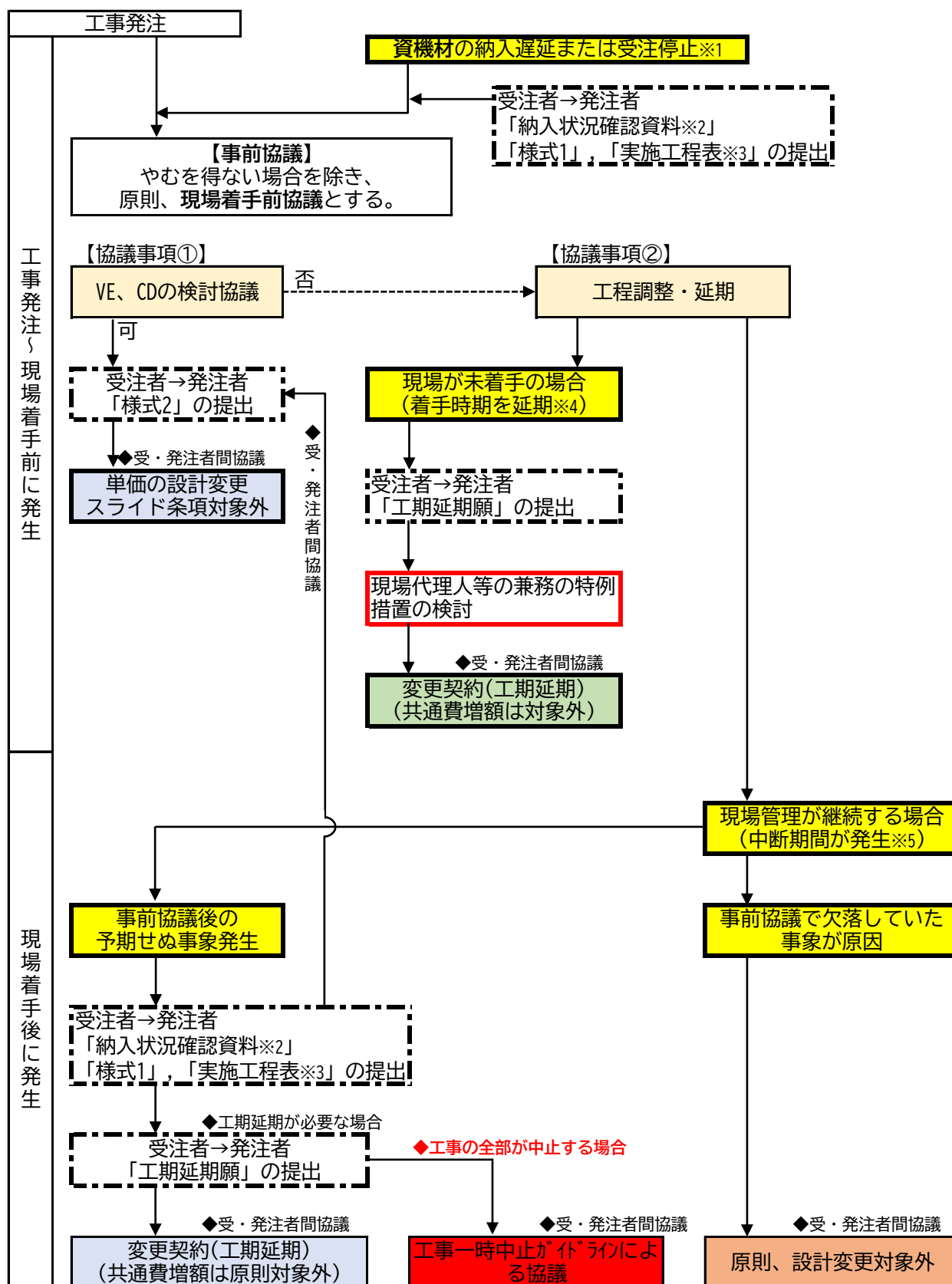


営繕工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用について



- ※1 対象となるのは、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする資機材
例)塗料(さび止め塗料、塗料用シンナー等)、防水材(シーリング等)、硬質ポリ塩化ビニル管
構造用合板、断熱材(押出法ポリスチレンフォーム等)など
- ※2 納入状況確認資料は、資機材等の発注状況、メーカー等による納入遅延又は納入可否に関する資料、
その他供給状況を確認(客観的に判断)できる資料で、任意様式とする。
- ※3 実施工程表は、工期延期の必要がある場合にのみ提出する。
- ※4 着手時期の延期であり、施設自体は通常利用が可能な状態であることを想定している。
- ※5 現場着手後であり、施設の通常利用が困難な状態であることを想定している。
- ※6 単価の設計変更の基本的な考え方は、物価資料等に掲載されている価格がある場合は、原則として、
購入時期の物価資料掲載価格を使用する。